



平成24年11月8日

岡山市消費生活センター

こんなハガキに気をつけて！ 架空請求が市内で多発！

架空請求ハガキ(写)

実際に郵送された
架空請求ハガキ

内容確認通知書

平成24年

【ダメされないで！】
何の未納料金か、請求者の
名前も金額もわかりません！
架空請求の手口です！

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問
売業者に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管
轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

【ダメされないで！】
困ったときの相談は
消費生活センターへ！

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜り
ますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人
様と内容の正当性を確認する機関になります。

【ダメされないで！】
「裁判」や「財産差し押さえ」な
どの言葉で不安にさせる手口！
絶対に相手に連絡しないで！

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではあり
ませんので予めご了承ください。
又、点検商法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け
致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決
定する呼出状送達後に出廷となります。
尚、故意に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決
が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押
さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意くだ
さい。

【ダメされないで！】
連絡すると、個人情報
が知られてしまいます！
身に覚えがない請求なら、
無視すること！

※ 最近、個人情報が悪用される手口も見受けられますの
で、万が一身に覚えが無い場合でも早急にご連絡下さい。

受付時間	9:00～17:00	(土・日・祭日を除く)
(相談窓口)	03-4436-8574	
〒135-0042 東京都江東区木場 4丁目3番地 木場スクエア2F		
紛争処理対策支援センター		

◆おかしいと思ったら・・・

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時